

令和6年度 名護市固定資産税課税免除(税制優遇制度)の御案内

名護市では、産業の振興及び雇用の拡大に寄与することを目的として「名護市固定資産税の課税免除に関する条例(以下、「条例」という。)」に基づき、一定の要件を満たす事業用施設や設備を新設又は増設した場合に、申請により課税免除を行っています。

令和4年3月31日の沖縄振興特別措置法改正に伴い、条例も一部改正されました。改正により課税免除対象事業や適用要件の変更、旧制度適用の経過措置等が生じていますので、各制度の概要を必ず御確認ください。

観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域及び産業イノベーション促進地域では、**令和4年8月1日以降**に取得した資産について、**経済金融活性化特別地区**では**令和4年9月29日以降**に取得した資産について新制度が適用されます。

1 対象地域・地区

- (1) 沖縄振興特別措置法に基づく地域・地区(新制度・旧制度の併用)
 - ① 観光地形成促進地域
 - ② 情報通信産業振興地域
 - ③ 産業イノベーション促進地域(旧:産業高度化・事業革新促進地域)
 - ④ 経済金融活性化特別地区
- (2) 地域未来投資促進法に規定する促進区域
- (3) 地域再生法に基づく地方活力向上地域(移転型事業)

2 新制度適用申請の流れ

新制度では、税制上の特例措置を受けるためには、対象資産の取得・供用開始前に措置実施計画を立て、県知事の認定と主務大臣の確認が必要となります。

ただし、経済金融活性化特別地区に限り主務大臣の確認は不要です。

- (1) 特例の対象となる措置実施計画を県知事に申請
- (2) 県知事の認定を受ける。
- (3) 県知事の認定を受けた措置実施計画の実施によって見込まれる付加価値額の目標値等を主務大臣に申請
- (4) 主務大臣から確認を受ける。
- (5) 措置実施計画に基づき設備投資等を実施
- (6) 税務申告(名護市長に固定資産税の課税免除を申請)

3 対象資産

- (1) 新設又は増設した資産のうち、対象事業の用に直接供するものが課税免除対象となります。
- (2) 既存設備の取替え又は更新のために生産設備を新增設した場合は、その新增設により生産能力が従前に比して相当程度(概ね30%)以上増加したときに、その生産能力が増加した部分が課税免除対象となります。
- (3) 対象資産のうち「5G情報通信システム(特定高度情報通信技術活用システム)」については、認定特定高度情報通信技術活用設備に限ります。

4 申請期間

令和6年1月4日（木）～1月31日（水）

（平日のみ 8:30～17:15 ※正午～13:00 を除く）

郵送の場合は、令和6年1月31日までの消印有効

※ 期限厳守：期限を過ぎると受付できません。

5 申請方法

最大5年間の課税免除期間中、毎年申請書類を提出する必要があります。

(1) 提出書類

- ① 固定資産税免除申請書
- ② 免除申請書に添付する書類

(2) 提出書類の作成方法

- ① 別紙「名護市固定資産税課税免除申請提出書類一覧」に記載する提出書類を紙文書（新增設分2部、継続分1部）及び紙文書を電子データ化したもの（CD-R等）の両方で提出すること。
- ② 申請書及び添付書類は、新制度適用分と旧制度適用分を分けて作成すること。
- ③ 申請書は、取得年毎に作成すること。
- ④ 申請書様式は、名護市役所ホームページからダウンロードした最新版を使用すること。
- ⑤ 書類サイズは、A4サイズに統一すること。
- ⑥ インデックス等を付し、提出書類チェックリストの表示番号順に並べること。

(3) 提出先

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市役所 税務課 資産税係

※ 持参又は郵送で提出すること。

6 留意事項

- (1) 申請後、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 償却資産申告書と固定資産税免除申請書について整合性を図って作成してください。

【よくある相違例】資産の種類が合わない。減少・増加資産が合わない。

- (3) 書類審査・現場確認等を経て、4月末日までに課税免除の可否を決定します。名護市の固定資産税の第1期分納期限は5月末日です。

<お問合せ先>

名護市役所 税務課 資産税係

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

TEL:0980-53-1212（内線118）／FAX:0980-53-1286

E-mail:zeimu-kotei@city.nago.lg.jp